お知らせ

夜間

この付近に放置されていた自転車・ミニバイク（以下、「自転車等」といいます。）は、「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」第10条第2項の規定により、本市が撤去し、保管しています。自転車等の所有者等は、以下の通り引取りの手続きを行ってください。

撤去時に車体の一部、チェーン錠等を破損、切断する場合がありますが責任は負いません。

1　撤去した日時　4月　16日　19時　40分

「夕方・夜間の撤去（午後5時以降）については、翌日以降の返還となります」

※ 撤去した日から20日経過しても引取りに来られない場合は、大阪市において処分します。

2　自転車等を保管している場所

いちおかじてんしゃほかんしょ

市岡自転車保管所

じゅうしょ　おおさかしみなとくいちおかちょうめばんごう

住所　大阪市港区市岡4丁目4番8号

市岡自転車保管所 QRコード

でんわ

電話　06-6599-1789

かいせつじかん　ごぜんじ　ごごじ

開設時間　午前10時 ～ 午後6時

ていきゅうび　がつにち　がつにち

定休日　12月29日 ～ 1月3日（年末年始）

ひきとさいひつよう

3　引取りの際に必要なもの

てっきょほかんりょう

(1)撤去保管料

じてんしゃ　えん　えん

（自転車）3,500円　（ミニバイク）5,000円

じてんしゃとう

(2)自転車等のカギ

ほんにん　かくにん

(3)本人であることが確認ができるもの

うんてんめんきょしょう

（運転免許証・マイナンバーカードなど）

お問合せ　：　夜間撤去コールセンター　電話番号：0570-7838-21

【大阪市　・　大阪府警】